

○ 総務省告示第二百二十一号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第三十条の二第二項第六号の規定に基づき、平成十五年総務省告示第三百四十四号（外国の無線局等の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年六月二十五日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正後欄に掲げる規定の標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

